

# 第6回 Digital Future Fest ジュニアプロコン in 静岡

## 最終審査会及び授賞式 観覧申込規約

第6回 Digital Future Fest ジュニアプロコン in 静岡（以下「本コンテスト」）は、静岡県（以下「主催者」）の主催するイベントです。本コンテストの最終審査会及び授賞式（以下「最終審査会」）を会場で観覧希望される方は、本参加規約に同意の上お申込みをお願いいたします。なお、本コンテストの運営は株式会社エイエイピー静岡支店（以下「運営委託業者」）にて行うものとします。

### 第1条 概要

- 日時：2024年11月24日(日)
- 会場：静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

〒422-8019 静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号

### 第2条 観覧申込み

最終審査会の観覧希望者は、本コンテストのウェブサイト上に掲載する申込みフォームから、氏名・住所・電話番号その他主催者及び運営委託業者の別途定める事項について、正確かつ最新の情報を記載してください。

### 第3条 観覧申込みの承諾

- 主催者及び運営委託業者は、本規約に承諾し第2条の申込みを行った観覧希望者に対し、本コンテストの参加を許諾する旨を適切な手段（電子メール等）にて通知するものとします。
- 主催者及び運営委託業者は、会場の定員の関係上、必要に応じ、先着順や抽選等の参加方法を選択し、人数制限等を設けることがあります。

### 第4条 個人情報・申込情報の取扱い

- 本コンテストの実施運営に際して取得した個人情報は、主催者及び運営委託業者の個人情報保護方針に基づき、適正に取り扱いを行います。

2. 個人情報の利用目的は、以下の通りです。主催者、運営委託業者は当該利用目的を超えて、申込者の個人情報を利用することはありません。

- ①本コンテストの運営、申込者とのご連絡・ご要望への対応
- ②申込者が興味を持たれると思われる本コンテストの関連事業の御案内

#### 第5条 録音・録画・撮影記録の使用

1. 主催者及び運営委託業者が、本イベントで行った録音・録画・撮影記録は、本コンテストの記録及び本コンテストのウェブサイトやSNSでの情報発信のために使用することができるものとします。
2. 観覧者は、別途主催者及び運営委託業者が明示的に許可する場合を除き、許可なく録音・録画・撮影記録をSNSへ掲載することはできないものとします。

#### 第6条 観覧資格の中断・取消

1. 観覧希望者が以下の項目に該当する場合、主催者及び運営委託業者は、事前に通知することなく、当該観覧者の観覧を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。
  - ① 観覧申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
  - ② 営利またはその準備を目的とした行為、その他主催者及び運営委託業者が別途禁止する行為を行った場合。
  - ③ 本規約に違反した場合。
  - ④ 主催者及び運営委託業者から付与した観覧の権利を、主催者及び運営委託業者の承諾なく、第三者へと譲渡またはインターネットオークション等へ出品する等の転売を試みる行為を行ったことが判明した場合。
  - ⑤ その他不適切と主催者及び運営委託業者が判断した場合。
2. 主催者及び運営委託業者は、本条1項に該当する場合の他、観覧者の言動が本イベントの進行の妨げになると判断した場合、退席を命じることがあります。

#### 第7条 本コンテストの中止・中断および変更

1. 主催者及び運営委託業者は、運営上やむを得ない場合には、事前に通知することなく、本コンテストの運営を中止・中断および変更できるものとします。
2. 天候・転変地変・地震・災害等の状況により、当日開催を中止することがあります。その際は、主

催者及び運営委託業者より連絡するものとします。

## 第8条 損害賠償

1. 観覧者が、本イベントに起因または関連して、主催者及び運営委託業者に対して損害を与えた場合、観覧者は、一切の損害を補償するものとします。
2. 本イベントに起因または関連して、他の参加者またはその他の第三者との間で紛争が発生した場合、観覧者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、主催者及び運営委託業者に生じた一切の損害を補償するものとします。
3. 主催者及び運営委託業者は、本イベントの会場の中での事故、盗難、紛失の責任は一切負わないこととします。

## 第9条 通知および同意の方法

1. 主催者及び運営委託業者からの通知は、本規約に別に定めのある場合を除き、主催者及び運営委託業者からの電子メールもしくは本サイト上の一般掲示またはその他主催者及び運営委託業者らが適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合には、申込みの際に記載いただいた電子メールアドレス宛への主催者及び運営委託業者からの発信をもって通知が完了したものとみなします。但し、記載頂いた情報が正確もしくは最新でなかった場合には、主催者及び運営委託業者からの通知が不到達となっても、本項に定める時点で到着したとみなされるものとします。
3. 本条1項の通知が本サイト上の一般掲示で行われる場合は、当該通知が本サイト上に掲示された時点（本サイトにアップロードされた時点）をもって通知が完了したものとみなします。
4. 主催者及び運営委託業者は、上記いずれかの方法により通知を行った場合、通知完了後7日以内に申込者からの異議申し立てがないか、又は、通知完了後に申込者が主催者及び運営委託業者のイベントに参加した場合には、その時点で申込者が同通知の内容に同意したものとみなします。

## 第10条 準拠法及び管轄裁判所

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約または本イベントに起因し、または関連する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2024年7月10日 制定】